

農業委員会だより



平成19年12月1日
田原市農業委員会

第12号

☎23局3519 / FAX22局3817

🌐http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/

農業委員の活動内容

「農業委員(26名)は日ごろ、どのような仕事をしているんだろう?」と疑問に思っている方も多いのではないのでしょうか。今回は、農業委員が行っている活動を紹介します。

農業委員の活動は、大きく2つに分けられます。1つは、農地の確保と効率的な利用促進を目的に地域の世話役的な役割を果たす「農業委員」としての活動、もう1つは、農地の流動化を推進する「農地利用集積促進員」としての活動になります。

「農業委員」としての活動

農地法にかかる農地の売買、貸借、転用などの調査
毎月、農業委員会に諮る農地法などの申請が提出されたとき、自分の担当地区であれば、現地確認や申請者への聞き取りなど、その内容について調査します。

事前検討会

農業委員会に提出された申請書の中で疑義が生じた場合、総会に諮る前に、関係委員が申請者から意見を聴取するなどし、事前に検討します。

役員会

総会の前に作成された議案の内容点検と、総会の後、全体で協議する

内容を検討します。

農業委員会総会

毎月23日前後に、農業委員会に提出された案件について担当委員が説明し、全員で内容を審議します。

農地委員会

隔月、遊休農地対策など農地の有効利用について協議しています。農業委員のうちの14名(会長・職務代理者は農政委員を兼ねる)で構成されています。

農政委員会

農業委員のうち、農地委員を除く14名の委員で構成されている農政委員会では、農業政策の内容に関する協議を隔月で行っています。

広報編集委員会

年4回発行する「農業委員会だより」の内容を協議をしています。農業委員のうち、各中学校区代表の委員を中心に10名で構成されています。

地域の世話役

から 以外にも、自主的な農地などの調査や各種相談、地区の会議への出席など、地域の世話役的な活動をしています。

「農地利用集積促進員」としての活動

農業経営基盤強化法に基づく農地の売買、貸借への仲介
農地の売買、貸借を仲介し、農地

の適正利用と流動化を図ります。

事前検討会

で行われる売買について、関係促進員が総会の前に、買い手の意向を聞き取りにより調査します。

遊休農地等調査

毎年11月に、遊休農地や違反転用について調査を行います。

さらに翌年の7月ごろ、一筆800㎡以上の遊休農地を再調査し、この結果に基づき、農地の所有者に適正管理について通知しています。

なくそう!農地の違反転用

農地は、地目が農地であれば耕作がされていなくても農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作されている土地であれば農地と見なされます。これらの農地を住宅用地や工場用地、道路、山林などに転用する場合、また、一時的な資材置場や砂利採取場などに転用する場合には、農地法での一定の決まりにより、許可を受けなければなりません。もし許可を受けずに農地の転用行為を行った場合、農地法違反となり、県知事から原状回復命令がなされたりするほか、悪質な場合には懲役や罰金を科せられたりすること

